国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱

令和６年１２月１８日付け６農畜機第６０８８号
一部改正　令和７年　３月２７日付け６農畜機第８５６６号
一部改正　令和７年１１月１８日付け７農畜機第５４９６号
一部改正　令和７年１２月２２日付け７農畜機第６２３１号
一部改正　令和８年　２月　４日付け７農畜機第７２２７号
一部改正　令和８年　３月２４日付け７農畜機第８４６０号
一部改正　令和８年１０月３０日付け８農畜機第４８１９号

国際情勢の影響等により輸入原料価格が上昇するなど酪農経営の状況が不安定となっている。

加えて、依然として脱脂粉乳需要は低迷しており、脱脂粉乳の需給ギャップを埋めることで生乳需給の安定を図る必要がある。また、ＴＰＰ１１等の経済連携協定を踏まえ、令和２年１２月８日に改訂された「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に即し国産チーズの競争力を高める必要がある。さらに、夏季の異常な猛暑による生乳生産量の低下や受胎率の低下に起因する分娩ズレにより、需要期（夏季）の生産が減少し、不需要期（冬季）に生産が増加する等の課題があり、需要に応じた生産を促す必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、国産チーズの原料乳の高品質化、製造面での生産拡大・高付加価値化及びチーズ工房等の品質向上・ブランド化等の取組を支援する事業、在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫低減に対する取組を支援する事業、牛乳乳製品の値上げに伴う消費減退による乳製品在庫の積み増し分について生産者団体が保管する取組を支援する事業、牛乳乳製品の需要拡大に向けたプロモーション等の取組を支援する事業、不需要期の生乳出荷調整の取組を支援する事業、暑熱対策に資する取組を支援する事業等に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成１４年法律第１２６号）第１０条第２号の規定に基づき補助することとし、もって畜産・酪農の国際競争力の強化、生乳需給及び酪農経営の安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、畜産業振興事業の実施について（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５３７６号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第１　事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容等については、以下のとおりとする。

1　国産チーズ生産奨励等事業

チーズ向け生乳の品質向上のため、乳質向上等に資する取組を実施した上で、事業実施主体が設定したチーズ向け生乳の乳質基準を満たした生乳に対して奨励金を交付する事業及び国産チーズの生産拡大・高付加価値化のため、事業実施主体が、国産チーズの需要創出等の計画を有する乳業者とのチーズ向け生乳の取引数量を増加させる取組に対して奨励金を交付する事業であり、別添１のとおりとする。

2　国産チーズ競争力強化支援対策事業

国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにするため、チーズ工房等チーズ製造者における技術研修会、国際コンテスト等への参加、チーズの普及活動等に係る取組に対して支援する事業であり、別添２のとおりとする。

3　在庫低減対策事業

在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳を飼料用として販売する取組を支援する事業であり、別添３のとおりとする。

4　乳製品長期保管特別対策事業

牛乳乳製品の値上げに伴う消費減退による乳製品在庫の積み増し分について、生産者団体が市場に影響を与えないように行う保管に要する経費を支援する事業であり、別添４のとおりとする。

5　国産牛乳乳製品の需要拡大等事業

国産牛乳乳製品の需要拡大に向け、新商品の開発、製造及び販売、需要拡大に向けたプロモーション並びに流通販売形態の変更等の取組を支援する事業であり、別添５のとおりとする。

6　不需要コア期需給安定緊急対策事業

年末年始の不需要期の生乳需給の安定に万全を期すため、この期間に全乳哺育等により生乳の出荷調整に取り組んだ酪農経営体に対して奨励金を交付する事業であり別添６のとおりとする。

7　生乳暑熱対応推進緊急対策

暑熱対策に必要な資機材の導入や、夏季における受精卵移植（和牛受精卵除く。）等の取組を支援する事業であり、別添７のとおりとする。

8　バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急特別対策事業

バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業実施要綱（令和６年３月２６日付け５農畜機第８３２８号）別添１のバター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業の支払対象数量の上限を超える加工原料乳の数量について、バターと脱脂粉乳との需給の不均衡を改善する取組を支援する事業であり、別添８のとおりとする。

9　生乳流通改善緊急特別対策事業

バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業実施要綱（令和６年３月２６日付け５農畜機第８３２８号）別添２の生乳流通改善緊急事業の支払対象

数量の上限を超える加工原料乳の数量について、集送乳経費の合理化を図る取組を支援する事業であり、別添９のとおりとする。

第２　定義

１　この要綱において「生乳」とは、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和２９年法律第１８２号）第２条第１項に規定するしぼったままの牛乳をいう。

２　この要綱において「乳業者」とは、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第２条第２項に規定する乳業を行う者をいう。

３　この要綱において「酪農経営体」とは、生乳の生産を業として営む者をいう。

４　この要綱において「乳等命令」とは、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和２６年厚生省令第５２号）をいう。

５　この要綱において、「不需要コア期」とは、学校給食の休止等により生乳需要が減少する令和８年１２月１９日から令和９年１月７日までをいう。

第３　その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附　則　（令和６年１２月１８日付け６農畜機第６０８８号）

１　この要綱は、令和６年１２月１８日から施行する。

２　施行日から補助金の交付決定までの間に着手をする場合の当該着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）１３の規定にかかわらず、別添の別紙様式第１号の交付申請書兼概算払請求書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（令和７年３月２７日付け６農畜機第８５６６号）

１　この要綱は令和７年４月１日から施行する。

２　この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和７年１１月１８日付７農畜機第５４９６号）

１　この規程の改正は、令和７年１１月１８日から施行する。

２　この要綱の改正後の別添６の事業について、施行日から補助金の交付決定までの間に着手をする場合の当該着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農 畜機第４８号－１）１３の規定にかかわらず、別添６の別紙様式第１号の交付申請書及び概算払請求書の備

考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（令和７年１２月２２日付７農畜機第６２３１号）

１　この規程の改正は、令和７年１２月２２日から施行する。

２　この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和８年２月４日付７農畜機第７２２７号）

この規程の改正は、令和８年２月４日から施行する。

附　則（令和８年３月２４日付７農畜機第８４６０号）

１　この規程の改正は、令和８年３月２４日から施行し、別添１～５の事業については、令和８年４月１日から適用する。

２　この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和８年１０月３０日付け８農畜機第４８１９号）

１　この規程の改正は、令和８年１０月３０日から施行する。

２　この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

３　この要綱の改正後の別添６の事業について、施行日から補助金の交付決定までの間に着手をする場合の当該着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）１３の規定にかかわらず、別添６の別紙様式第１号の交付申請書及び概算払請求書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。